

2025年4月23日
証券コード：275A

株 主 各 位

大阪府泉南市幡代3丁目838-1

ハンワホームズ株式会社

代表取締役
社 長 鶴 厚 志

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月19日（月曜日）午後3時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月20日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府泉南市幡代3丁目838-1
3. 目的事項
 - 報告事項 第31期(2024年2月21日から2025年2月20日まで)事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2024年2月21日から
2025年2月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境が改善する中、緩やかな回復傾向となりました。一方、ウクライナ・中東地域における紛争の長期化や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響等、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクは継続していることに加え、円安に伴う国内での物価上昇、アメリカの今後の政策動向等、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

建設業界においては、コロナ禍以降民間設備投資の持ち直し傾向にあり、政府による住宅リフォーム支援等により戸建リフォームに対する消費者の関心は高まっております。一方、人手不足による人件費、建設資材価格の高騰により業界全体の原価高騰は続いており、新築住宅着工件数が2009年のリーマンショック以来、15年ぶりに80万戸台を下回るなど引き続き厳しい事業環境が続いております。

このような経済環境の中、当社ではSNSマーケティングを中心としたホームページからの集客強化や、法人施設向けの展示会出展をすることで、提携ハウスメーカーからの一般戸建受注のみでなく、法人施設案件や一般戸建の直接受注に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は1,865,962千円(前年同期比14.7%増)、営業利益19,016千円(前年同期は営業損失97,245千円)、経常利益17,119千円(前年同期は経常損失73,624千円)、当期純利益12,171千円(前年同期は当期純損失49,734千円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

①空間創造事業

空間創造事業は、住宅着工件数が減少傾向にある中、戸建住宅受注は横ばいでしたが、新たな法人施設案件を受注することができ、前年同期を大きく上回りました。既に来期に向けた法人施設案件も受注できており、安定成長のために受注を積み重ねてまいります。法人施設工事が順調に施工できたことで売上高1,130,807千円(前年同期比39.2%増)、セグメント利益35,012千円(前年同期はセグメント損失71,953千円)となりました。

②DEPOS事業

DEPOS事業は、依然として続く円安や物価上昇による消費者心理の悪化が懸念される厳しい状況が続いている中、輸入商品の多くが価格転嫁を余儀なくされており、販管費の抑制、在庫の最適化を図ることで、営業利益の改善に努めてまいりました。そのような状況下で、季節商品を中心に新たに取り組んだインテリアジャンルは順調に推移したものの、主力商品である屋外家具、中・大型収納商品の販売数量が減少した結果、売上高735,154千円(前年同期比9.7%減)、セグメント損失15,996千円(前年同期はセグメント損失25,291千円)となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	前期比
空間創造事業	1,130,807 千円	39.2 %
DEPOS事業	735,154	△9.7
合計	1,865,962	14.7

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の主なものは、AIを活用した空間提案システムである「niwa U-m」開発によるソフトウェア、リース資産の増加によるものであり、設備投資総額は21,930千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、当事業年度において金融機関より短期借入金として50,000千円の調達を行いました。当事業年度末の短期借入実行残高は300,000千円であります。

(4) 対処すべき課題

当社の事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

1. 販売施策

住宅・建設業界は新築着工件数の減少が課題となっております。今後、当社が継続的に成長するためには、収益基盤の安定化と拡大を図る必要があると考えております。当社がもつ設計施工技術と、輸入仕入によるオリジナル商材を活かし空間提案することで、独自の空間提案を行っております。商業施設を中心とした空間提案や、Park-PFI事業への積極的な参加を行うことで収益基盤の更なる拡大を推し進めていくことが経営上重要な課題であると考えております。

2. 人材の確保及び育成

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており建設業界全体としても、熟練の施工技術者の高齢化が問題視されております。事業の継続的な成長のため、若手社員の育成や資格取得支援制度を導入することで、自発的な成長を促し、優秀な人材の確保・育成を重要な課題と認識し、積極的に新卒社員、中途社員共に採用を行っております。

3. 商品仕入れの安定化と原価削減

DEPOS事業の要となる商品仕入れに関しては、海外情勢の悪化が起因となる原材料及びエネルギー価格の上昇による原価高騰のリスクがあります。そのため、主力ジャンルの輸入国・取引先分散や、船会社の複数確保などを行うことでリスクを分散し、国内仕入先においても同ジャンルの商品を取り扱う複数社と取引することで、商品の安定供給に努めております。

また、国内外のメーカーと直接取引することで中間コストをカットし、スケールメリットを活かした一括仕入れ、梱包資材や配送費の見直しを継続的に行うことで

コストダウンを図ってまいります。

4. 施工管理体制

建設業界では、専門技術・知識をもった人材不足が課題となっております。当社では、積極的にDXを推進することで外注業者とスムーズな情報共有が可能となっており、外注業者と自社社員が密に連携を取ることで、安定した施工管理体制を構築しております。設計施工からアフターサービスまで責任をもった対応を行い、お客様からの直接意見や感想を活かし、よりよい施工品質の改善を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第28期	2023年度 第29期	2024年度 第30期	2025年度 (当期)第31期
売 上 高	1,151,238 千円	1,907,191 千円	1,626,150 千円	1,865,962 千円
経常利益又は経常損失(△)	16,203 千円	16,456 千円	△73,624 千円	17,119 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△35,252 千円	3,641 千円	△49,734 千円	12,171 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△17.63 円	1.82 円	△24.87 円	6.09 円
総 資 産	670,586 千円	782,043 千円	823,926 千円	884,864 千円
純 資 産	87,386 千円	91,028 千円	41,293 千円	53,465 千円

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第28期の期首から適用しており、第28期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第30期及び第31期の財務諸表については、新月有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第28期及び第29期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
3. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
4. 2024年7月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2025年4月21日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
5. 第28期は、決算期変更により2021年7月1日から2022年2月20日までの7ヶ月と20日間となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2025年2月20日現在)

当社は、主として屋外空間における設計、施工及び輸入仕入によるオリジナル商材を用いた空間提案を行っております。

事 業	区 分	事 業 内 容
空間創造事業	(1)一般戸建外構工事 (2)集合住宅・商業施設外構工事 (3)公共工事	戸建住宅の土地造成、外構の設計、施工 集合住宅・商業施設の土地造成、外構の設計、施工 大阪府及び泉南市の公共工事
DEPOS事業	(1)eコマース (2)卸売業	ECモール内及び自社サイト内での販売 法人顧客への卸売り、自社展示場による販売

(8) 主要な営業所(2025年2月20日現在)

事業所	所在地
本社	大阪府泉南市幡代三丁目838番地の1
大阪支店	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟5階H-5
東京支店	東京都江東区青海2丁目7-4 THE SOHO 1314室

(9) 従業員の状況(2025年2月20日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
44(10)	34.7	4.6	4,002

セグメントの名称	従業員数(名)
空間創造事業	20(2)
DEPOS事業	16(7)
全社(共通)	8(1)
合計	44(10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を(内)に外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものです。

(10) 主要な借入先(2025年2月20日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社池田泉州銀行	338,120
株式会社紀陽銀行	238,743

2. 会社の株式に関する事項(2025年2月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 800,000株
- (2) 発行済株式の総数 200,000株
- (3) 株主数 3名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
鶴 厚志	133,900株	66.95%
鶴 結介	66,000株	33.00%
帝燃産業株式会社	100株	0.05%

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鶴 厚志	
専務取締役	鶴 結介	空間創造事業部長
取締役	東家 啓介	DEPOS事業部長
取締役	稲川 勝幸	SKET17 DESIGN一級建築士事務所 代表
取締役	辻 泰崇	TAFコンサルティング株式会社 代表取締役 辻公認会計士、税理士事務所 代表
取締役(常勤監査等委員)	飯野 房子	
取締役(監査等委員)	松本 正則	株式会社MS4コンサルティング 代表取締役 株式会社Century Holdings 代表取締役 松本公認会計士、税理士事務所 代表
取締役(監査等委員)	塚本 晃浩	TMI総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 稲川勝幸氏、辻泰崇氏、松本正則氏及び塚本晃浩氏は社外取締役であります。
2. 当社は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査の実効性を高めるため、飯野房子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役辻泰崇氏、取締役(監査等委員)松本正則氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)塚本晃浩氏は、弁護士として法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は2024年7月21日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役松本正弘氏、監査役塚本晃浩氏は任期満了により退任し、同日取締役(監査等委員)に選任され、就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。

(3) 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本事項において同じ。)及び監査役、監査等委員である取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 取締役

当社の取締役の報酬等の額については、各取締役の役割と責務にふさわしい水準とすることを基本方針としております。取締役の具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議により決定する方針としております。なお、決定方針については、2024年7月21日開催の取締役会にて決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方法及び決定された内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うもので

あると判断しております。

b 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬については株主総会が決定する報酬額の限度額内で、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2024年7月21日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役2名)であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2024年7月21日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されており、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役2名)であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長鶴厚志が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の評価配分といたします。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限が適切に行使されるよう監査等委員である取締役の意見を踏まえたうえで各取締役の役位及び職責等に応じた水準に基づき決定しており、当社取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容は当該決定方針に沿う決定であると判断いたしました。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	57,000	57,000	—	—	3
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	5,600	5,600	—	—	1
社外取締役 (監査等委員を除く。)	6,920	6,920	—	—	3
社外取締役 (監査等委員)	4,200	4,200	—	—	2
社外監査役	750	750	—	—	1

(注) 当社は2024年7月21日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。上記には、同株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。また、同株主総会の終結の時をもって社外取締役1名及び社外監査役1名が、監査等委員である社外取締役に就任したため、報酬等と人数につきましては、それぞれの在任期間分を含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	稲川 勝幸	SKET17 DESIGN 一級建築士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
取締役	辻 泰崇	TAFコンサルティング株式会社 代表取締役	開示すべき取引関係はありません。
		辻公認会計士、税理士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	松本 正則	株式会社MS4コンサルティング 代表取締役	開示すべき取引関係はありません。
		株式会社Century Holdings 代表取締役	開示すべき取引関係はありません。
		松本公認会計士、税理士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	塚本 晃浩	TMI総合法律事務所 パートナー	開示すべき取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況等
取締役 稲川 勝幸	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席しております。取締役会では、必要に応じ、当社業界に詳しい設計士および経営者の観点から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。
取締役 辻 泰崇	社外取締役就任後に開催した取締役会10回すべてに出席しております。主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外の独立した立場からの視点を反映し、取締役会等において当該視点から積極的に発言いただくなど、有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。
取締役 (監査等委員) 松本 正則	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席し、公認会計士、税理士及びIPOコンサルタントの観点から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。
取締役 (監査等委員) 塚本 晃浩	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新月有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第423条の2に定める責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

9,200千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

9,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、当社規模、監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ①取締役は、企業理念、行動指針、法令、定款、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。
 - ②財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。
 - ③「反社会的勢力等排除規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
 - ④「リスク・コンプライアンス規程」を遵守し、コンプライアンス体制を有効・強固なものとする。
 - ⑤社内および社外の内部通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①法令・社内規程に基づき、文書等の保存および管理を行う。
 - ②個人情報の管理について、関連規程を整備する。
 - ③情報管理の状況について、「情報セキュリティ管理規程」を遵守し、必要に応じて改善提案を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①重要な経営課題については、「取締役会規程」等の社内規程に基づき、取締役会に上程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。
 - ②リスク抑制のため、決裁者は「職務権限規程」に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。
 - ③日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務関係規程の充実を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会を定期的を開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当業務に関する報告と審議を行う。
 - ②社長以下取締役(監査等委員である社外取締役を除く。)が出席する営業会議その他の社内会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。
 - ③可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。
- (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①必要に応じ、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査等委員会の同意を得て行う。

②監査等委員会の職務を補助する使用人は、原則として当社の業務執行に係る職務を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務遂行し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。また、その評価については監査等委員会の意見を尊重する。

③ただし、前項については、兼務使用人が補助に当たる場合もあり、補助の期間が終了した場合は従前の指揮命令下に戻るものとする。なお、監査を通じて知り得た会社情報は、許可無く他の取締役(監査等委員会である取締役を除く。)・使用人等に漏洩してはならない。取締役会を定期的に開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当業務に関する報告と審議を行う。

(6) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

①取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

②監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人に説明を求める。必要に応じ、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査等委員会の同意を得て行う。

(7) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が、監査等委員会に当該報告をしたことを理由として会社は不利益な取扱いを行わない。なお、当社には「内部通報規程」が定められており、従業員等が法令違反等に関する通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがない旨を定めている。取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門は、その支出を証明する関係書類を確認し、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、代表取締役及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)と意思

疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。また、内部監査室と連携を図り、適切かつ効率的な監査業務の遂行を図る。

②監査等委員は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

①反社会勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持たない。

②反社会的勢力排除規程」を策定し、反社会勢力への対応ルールを周知徹底する。

③新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い事前にチェックを行い、取引先と契約を締結する場合の契約書等において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込む。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあることから内部留保金の使途につきましては、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としてまいりました。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	562,202	流 動 負 債	583,748
現 金 及 び 預 金	195,298	支 払 手 形	8,460
売 掛 金	63,750	買 掛 金	24,515
完 成 工 事 未 収 入 金	51,663	工 事 未 払 金	86,502
契 約 資 産	74,165	短 期 借 入 金	300,000
商 品	141,421	1年内返済予定の長期借入金	45,844
前 渡 金	14,633	未 払 金	27,066
前 払 費 用	14,766	未 払 費 用	9,505
そ の 他	6,502	未 払 法 人 税 等	645
固 定 資 産	322,662	未 払 消 費 税 等	23,598
有 形 固 定 資 産	253,782	契 約 負 債	32,542
建 物	156,825	リ ー ス 債 務	2,719
構 築 物	13,935	賞 与 引 当 金	11,042
機 械 及 び 装 置	1,067	預 り 金	11,305
工 具、器 具 及 び 備 品	7,825	固 定 負 債	247,650
リ ー ス 資 産	14,212	長 期 借 入 金	231,019
土 地	59,916	長 期 リ ー ス 債 務	12,387
無 形 固 定 資 産	25,855	そ の 他	4,244
ソ フ ト ウ ェ ア	25,671	負 債 合 計	831,399
そ の 他	184	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	43,023	株 主 資 本	53,465
繰 延 税 金 資 産	28,875	資 本 金	30,000
長 期 前 払 費 用	2,030	利 益 剰 余 金	23,465
そ の 他	12,118	そ の 他 利 益 剰 余 金	23,465
		繰 越 利 益 剰 余 金	23,465
		純 資 産 合 計	53,465
資 産 合 計	884,864	負債・純資産合計	884,864

損 益 計 算 書

(2024年 2 月21日から
2025年 2 月20日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売	上	高					
完	成	工	事	高		1,130,807	
商	品	売	上	高		735,154	1,865,962
売	上	原	価				
完	成	工	事	原	価	862,399	
商	品	売	上	原	価		
商	品	期	首	棚	卸	165,355	
当	期	商	品	仕	入	308,119	
輸	入	諸	費	用		27,011	
合					計	500,486	
他	勘	定	振	替	高	8,220	
商	品	期	末	棚	卸	141,421	
差	引	売	上	原	価	350,844	1,213,243
売	上	総	利	益			
完	成	工	事	総	利	268,408	
商	品	売	上	総	利	384,310	652,719
販	売	費	及	一	般		633,702
営	業			利	益		19,016
営	業	外	収	益			
為		替		差	益	1,402	
そ		の			他	1,504	2,907
営	業	外	費	用			
支	払		利	息		4,771	
支	払		保	証	料	10	
そ		の			他	22	4,803
経	常		利	益			17,119
特	別		利	益			
固	定	資	産	売	却	2,312	2,312
特	別		損	失			
固	定	資	産	除	却	311	311
税	引	前	当	期	純	利	19,120
法	人	税、	住	民	税	及	646
法	人	税	等	調	整	額	6,948
当	期		純	利	益		12,171

株主資本等変動計算書

(2024年 2 月21日から
2025年 2 月20日まで)

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他	利益剰余金合計		
		利益剰余金			
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	11,293	11,293	41,293	41,293
当期変動額					
当期純利益		12,171	12,171	12,171	12,171
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	12,171	12,171	12,171	12,171
当期末残高	30,000	23,465	23,465	53,465	53,465

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	3～34年	
構	築	物	10～30年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

残存価額については、リース契約に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一般債権については貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権もないため引当金は設定しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 空間創造事業

空間創造事業においては、主に戸建住宅等の外構工事を行っており、顧客との請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

②DEPOS事業

DEPOS事業においては、主に海外から商品を仕入れて法人顧客への卸売及び、ECサイトにて販売しております。このような商品の販売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。商品の出荷から引き渡しまでがごく短期間で行われるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	28,875

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保され、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の事業計画及び中期経営計画の税引前当期純利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。当該見積りには過年度の業績計画の達成状況等を考慮しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高	1,130,807

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一定の期間にわたり履行義務を充足する場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

建設工事は個別性が強く、ひとつとして同じ施工条件の工事が存在しないほか、気象条件等の変化、工事の進行に伴う顧客・協力会社との協議の進捗や設計の変更が生じ、それに伴い資機材の数量・価格の変動、配員の変更等、様々な状況変化が当然に生じるという特質があります。そのため、一定の期間にわたり収益を認識する際の主要な見積りである工事原価総額については、過去の工事の施工実績を踏まえ、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を基礎とするとともに、様々な状況変化を適時適切に見積りに反映しております。

今後、これらの状況変化によりその見積額が変動した場合には工事損益に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	114,507千円
土	地	57,826千円
計		172,334千円

② 担保に係る債務

短期借入金	150,000千円
1年内返済予定の長期借入金	37,264千円
長期借入金	202,479千円
計	389,743千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 37,411千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	199,800	—	200,000

(注)2024年7月8日開催の取締役会決議により、2024年7月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	1,446千円
賞与引当金	3,763千円
税務上の繰越欠損金	20,426千円
その他	3,239千円
繰延税金資産合計	28,875千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、将来の為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。
 営業債務である支払手形、工事未払金、買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日です。
 短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入は金利変動リスクに晒されております。
 デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

ii 市場リスクの管理

借入金については、借入金に係る支払金利の変動リスクはあるものの、主として固定金利で借入しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

iii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、

手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月20日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

勘定科目名	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (※2)	276,863	265,866	△10,996
負債計	276,863	265,866	△10,996
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	6,502	6,502	—
デリバティブ取引計 (※3)	6,502	6,502	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「支払手形」、「買掛金」、「工事未払金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」および「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「リース債務」については重要性が乏しいと認められるため、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	—	6,502	—	6,502
資産計	—	6,502	—	6,502

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	265,866	—	265,866
負債計	—	265,866	—	265,866

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき査定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基

に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	26円73銭
-----------	--------

1株当たり当期純利益	6円09銭
------------	-------

(注)2024年7月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2025年4月21日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(1)株式分割

当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、株式分割を決議するとともに、株式分割に伴う定款の一部変更について、2025年5月20日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

①株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としています。

②株式分割の概要

i 分割の方法

2025年5月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、10株の割合をもって分割しております。

ii 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	200,000株
今回の分割により増加する株式数	1,800,000株
株式分割株式分割後の発行済株式総数	2,000,000株
株式分割株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

iii 分割の日程

基準日	2025年5月31日
効力発生日	2025年6月1日

③定款の一部変更

i 変更の理由

上記の株式分割に伴い、2025年5月20日開催の定時株主総会に、当社定款の一部変更について付議すること決議いたしました。

- ii 定款変更の内容
変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

株式分割前の定款	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>80万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>800万株</u> とする。
【新 設】	第8章 附 則 (株式分割の基準日) 第1条 当社は、 <u>2025年5月31日を基準日と定め、同日における最終の株主名簿に記載又は記録ある株主をもって、その所有する株式1株を10株とする株式分割により株式の割当を受ける株主と定める。なお、本条は、当該株式分割の効力発生を条件として削除する。</u>

- iii 定款変更の日程
効力発生日 2025年5月20日

④その他

- i 資本金の額について
今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。
- ii 1株当たり情報に及ぼす影響について
1株当たり情報に及ぼす影響は、「注記事項（1株当たり情報）」に反映されております。

(2)ストック・オプション（新株予約権）の発行

- ①当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について
当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、2025年5月20日開催予定の第31期定時株主総会に、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名に対して、300個を上限とするストック・オプション目的の新株予約権の発行について付議することを決議しました。
- ②当社監査等委員である取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について
当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、2025年5月20日開催予定の第31期定時株主総会に、会社法第361条の規定に基づき、当社の監査等委員である取締役1名に対して、80個を上限とするストック・オプション目的の新株予約権の発行について付議することを決議しました。
- ③当社従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について
当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、当社の従業員1名に対して、80個を上限とするストック・オプション目的の新株予約権の発行を決議しました。

独立監査人の監査報告書

2025年4月23日

ハンワホームズ株式会社
取締役会 御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐野明彦
公認会計士 本川雅啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハンワホームズ株式会社の2024年2月21日から2025年2月20日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視

することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月21日から2025年2月20日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 当監査等委員会は、監査等委員会設置会社への移行初年度であることを踏まえ、事業年度開始日から定時株主総会終結日までの間における取締役の職務の執行について、会計監査人との連携を図りつつ、必要な監査手続を実施しました。

具体的には、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決議事項及び報告事項の確認、会社の業務及び財産の状況に関する調査、並びに会計監査人からの報告の受領等を通じて、取締役の職務の執行を監査しました。

また、会計監査人との定期的な意見交換を行い、監査の方法及び結果について情報共有を図るとともに、必要に応じて追加的な監査手続を実施しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

計算書類提出日現在において、以下のような、当期末日後に発生した会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすべき事象が認められました。

2025年4月21日開催の取締役会において、株式分割及びストックオプション（新株予約権）の発行を決議しております。

2025年4月23日

ハンワホームズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

飯野 房子 印

監査等委員

松本 正則 印

監査等委員

塚本 晃浩 印

(自 署)

(注) 監査等委員松本正則及び塚本晃浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	鶴 厚 志 (1984年6月26日生)	2008年4月	当社入社	133,900株
		2014年8月	当社取締役就任	
		2020年6月	当社代表取締役社長（現任）	
2	鶴 結 介 (1986年5月27日生)	2009年4月	当社入社	66,000株
		2014年8月	当社取締役	
		2022年1月	当社専務取締役兼空間創造事業部部長就任（現任）	
3	東 家 啓 介 (1993年9月13日生)	2016年4月	トランコムITS株式会社 入社	一株
		2017年1月	トランコム株式会社 入社	
		2018年6月	当社 入社	
		2022年1月	当社取締役兼DEPOS事業部部長就任（現任）	
4	稲 川 勝 幸 (1969年5月17日生)	1992年4月	株式会社木下工務店 入社	一株
		1996年12月	株式会社クライムホーム 入社	
		2019年2月	SKET17DESIGN 一級建築士事務所 設立 代表就任（現任）	
		2022年1月	当社取締役就任（現任）	
5	辻 泰 崇 (1987年9月11日生)	2011年1月	永昌監査法人（現太陽有限責任監査法人） 入所	一株
		2014年8月	公認会計士登録	
		2015年6月	公認不正検査士登録	
		2016年4月	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業部 入所	
		2018年10月	辻公認会計士事務所 設立 代表就任（現任）	
		2022年12月	TAFコンサルティング株式会社 設立 代表取締役就任（現任）	
		2024年7月	当社取締役就任（現任）	

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 稲川勝幸氏、辻泰崇氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役の選任理由について

稲川勝幸氏は、長年にわたり建設業界に携わり、豊富な経験や識見を有しており、当社の社外取締役として建設全般に関して有益な助言を行っております。その経験を当社経営の監督強化に活かしていただけると期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

辻泰崇氏は、公認会計士、税理士としての専門的な知識と豊富な実務経験など、企業財務、会計に精通した独自の視点で当社の事業運営、業務執行体制、内部統制、及び経営課題への取組等に関する適切な監督・助言を行っていることから、当社社外取締役役に選任をお願いするものであります

第 2 号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、普通株式 1 株につき10株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

これに伴い、株式分割後における発行可能株式総数の適正性を確保するため、会社法第183条の規定に基づき、定款第 6 条（発行可能株式総数）を次のとおり変更することをお願いいたしたいと存じます。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>80</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800万株</u> とする。
【新 設】	<u>第8章 附 則</u> <u>(株式分割の基準日)</u> 第1条 当社は、2025年5月31日を基準 日と定め、同日における最終の株主 名簿に記載又は記録ある株主をも って、その所有する株式1株を10株 とする株式分割により株式の割当 を受ける株主と定める。なお、本 条は、当該株式分割の効力発生を 条件として削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬は、会社法第361条1項に基づき、2024年7月21日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額450万円以内（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については330万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名であります。第1号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名となります。なお、当社従業員に対しても同様のストック・オプションを割当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については300個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は取締役（監査等委員である取締役を除く）については30,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金150円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算

式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人1名に限りこれを認める。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、

行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第4号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の監査等委員である取締役に対する報酬は、会社法第361条1項に基づき、2024年7月21日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額120万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、監査等委員である取締役については80個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は監査等委員である取締役については8,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金150円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人1名に限りこれを認める。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場 所 大阪府泉南市幡代3丁目838-1

会 場 当社本社 1階会議室

TEL 072-485-0102



交通 ●電車

- ・ JR阪和線「和泉砂川駅」より徒歩で約24分
- ・ 南海本線「樽井駅」より徒歩で約35分

●車

- ・ 大阪方面からお越しの方
阪和自動車道「泉南インターチェンジ」より車で約5分
- ・ 和歌山方面からお越しの方
阪和自動車道「阪南インターチェンジ」より車で約15分